

記載例22 休業補償請求書 (全部休業のみの場合)

都支部様式第2号

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日 令和 5 年 8 月 8 日 請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 フリガナ 新宿 太郎 氏名 (自署又は押印) 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1	
請求（申請）書の受領委任) この請求（申請）書による休業補償費（休業援護金）の受領を (受領者) 総務課長 甲野 一郎 (委任者) 新宿 太郎 (自署又は押印)			
所属団体名 東京都 氏名 新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日 生 (40 歳) 職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員 負傷又は発病の年月日 令和 5 年 7 月 3 日		所属部局名 〇〇局〇〇部 所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)	
請求日数 令和 5 年 7 月 4 日から 令和 5 年 7 月 31 日までのうち全部休業した日数 28 日		1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 5〇〇第〇〇〇号 令和 5 年 8 月 7 日	
休業補償 全部休業した日についての計算 (平均給与額) 13,084 円 × $\frac{60}{100}$ = 7,850 円 休業補償請求金額 7,850 円 × 29 = 227,675 円		(A) (請求日数) 別紙「平均給与額算定書」で算定した額 円未滿切捨て	
休業援護金 全部休業した日についての計算 (平均給与額) 13,084 円 × $\frac{20}{100}$ = 2,616 円 休業援護金申請金額 2,616 円 × 29 = 75,864 円		(B) (請求日数)	
他方年金の受給関係 <input type="checkbox"/> 被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。			
認定傷病名 右下腿骨骨折 現在の状態 令和 5 年 8 月 2 日 <input type="checkbox"/> 治癒 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中 請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 令和 5 年 7 月 4 日から 令和 5 年 7 月 31 日まで のうち 28 日 勤務することができなかったと認められる理由 歩行不能のため (7月4日から7月21日まで入院)		医師の証明 1の被災職員については、上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 8 月 2 日 医療機関の 所在地 千代田区永田町〇-〇 名称 関東整形外科病院 医師の氏名 関東 次郎 (自署又は押印)	
任意の口座を指定する 金融機関名 〇〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 座 口座番号 1234567 (フリガナ) 休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎 (銀行に届けている口座名義を正確に記入)		送金希望口座等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)	
休業補償 法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 * 通知 年 月 日		* 支払 年 月 日	
* 決定金額 休業補償 円 休業援護金 円 合計 円			
* 受理到達した年月日 年 月 日		所属部局 任命権者 基金支部 年 月 日 年 月 日 年 月 日	

[注意事項]

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ~R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	399,471 1/3円	396,871 1/3円	394,271 1/3円	1,190,614円		
(A) 法第2条第4項本文による金額				寒冷地手当		
(給与総額) (総日数)				$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前におけ} \\ \text{る直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円} \text{ 銭 (ロ)}$		
1,190,614円 ÷ 91 = 13,083円67銭 (イ)						
(イ) + (ロ) =				13,083円67銭		
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \text{(勤務した日数)} = \text{円} \text{ 銭 (ハ)}$						
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{1,120,414円} \end{array} \right] \div \text{(総日数)} = \text{円} \text{ 銭 (ニ)}$						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960円24銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
$\left[\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} + \frac{\text{(控除日の属する月の給与の月額)}}{\text{(その月の総日数)}} \right] \times \text{(控除日数)} - \text{(減額された給与の額)} = \text{円} \text{ 銭 (ホ)}$						
(ホ) + (ハ) = 円 銭 (下)						
$\left[\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} \times \text{(総日数)} \right] + \text{(給与総額)} - \text{(ト)} = \text{円} \text{ 銭}$						
(下) + (ホ) = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によって定められた給} \\ \text{与の総額(控除日に支払われたものを除く)} \end{array} \right] \div \text{(勤務した日数)} \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$						
$\left[\frac{\text{(寒冷地手当の額)} \times 5}{365} \times \text{(総日数)} \right] + \text{(その他の給与総額)} - \text{(ホ)} = \text{円} \text{ 銭 (リ)}$						
(チ) + (リ) = 円 銭						

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生の日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 養 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和 5 年 7 月 4 日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 40 号給 給 養 料 276,600 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ)
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		円 銭(ル)
(ル) (総務大臣が定める率)		円 銭
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	円 ÷ 30 = 円 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ)
	(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	円 銭(ワ)
	(ワ) (総務大臣が定める率)	円 銭
(J) (H)(I)以外の金額		円 銭
(K) 規則第3条第7項による金額		3,940 円
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
2 平均給与額		13,084 円 (A) による金額
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 8 月 7 日		文書番号 500第000号
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 ○○局○○部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男	(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

記載例23 休業補償請求書（一部休業がある場合）

様式第7号

1号紙

休業補償請求書
休業援護金申請書

		認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇											
		請求回数	第 2 回											
地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。		請求（申請）年月日	令和 5 年 9 月 8 日											
		請求（申請）者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町1-2											
		フリガナ氏名	新宿 太郎											
		個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
1 関被する職事員に	所属団体名	東京都		フリガナ	シンジユク タロウ									
	所属部局名	〇〇局〇〇部		氏名	新宿 太郎									
	職名	主事	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は	年月日 令和 5 年 7 月 3 日									
2 日請求等	請求期間	令和 5 年 8 月 1 日から 令和 5 年 8 月 31 日まで のうち 14 日												
	給与額	全部休業した日に支払われた給与の額 0 円 一部休業した日に支払われた給与の額 4,128 円												
*3 長所の属証明局の	証明期間	令和 5 年 9 月 6 日												
	所属部局	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)												
4 休業補償	全部休業についての日計算	(平均給与額)	(全部休業した日に支払われた給与の額)	$13,084 \text{ 円} \times \frac{60}{100} - 0 \text{ 円} = 7,850 \text{ 円}$										
	一部休業についての日計算	(平均給与額)	(一部休業した日に支払われた給与の額)	$13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ア)}$										
	請求金額	(ア) 又は (イ) のうちいずれか低い額										(請求日数)		
			$8,956 \text{ 円} \times \frac{60}{100} = 5,373 \text{ 円}$										5,373 円 × 3 日 = 16,119 円 (B)	
請求金額		(A) + (B)										102,469 円		
5 休業援護金	全部休業した日についての計算	①休業補償を受ける場合 (平均給与額)										(請求日数)		
			$13,084 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 2,616 \text{ 円}$										2,616 円 × 11 日 = 28,776 円 (C)	
			②休業補償を受けない場合 (平均給与額) (全部休業した日に支払われた給与の額)										(請求日数)	
			$\text{円} \times \frac{80}{100} - \text{円} = \text{円}$										円 × 日 = 円 (D)	
一部休業した日についての計算	(平均給与額) (一部休業した日に支払われた給与の額)										(総務大臣が最高限度額として定める額)			
		$13,084 \text{ 円} - 4,128 \text{ 円} = 8,956 \text{ 円 (ウ)}$										円 (イ)		
		(ウ) 又は (イ) のうちいずれか低い額										(請求日数)		
		$8,956 \text{ 円} \times \frac{20}{100} = 1,791 \text{ 円}$										1,791 円 × 3 日 = 5,373 円 (E)		
申請金額		(C) + (D) + (E)										34,149 円		
6 他法年金の受給関係	<input type="checkbox"/>	の被保険者であった。 <input checked="" type="checkbox"/> 被保険者ではなかった。												

[注意事項] 裏面参照。

*7 医師の証明	傷病名	右下腿骨骨折	
	請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数	現在の状態	令和5年9月1日
	令和5年8月1日から 令和5年8月31日まで	14日	<input type="checkbox"/> 治ゆ <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 転医 <input checked="" type="checkbox"/> 継続中
上記のとおりであることを証明します。	令和5年9月1日		
8 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名	〇〇〇銀行
	<input type="checkbox"/> その他	支店等名	〇〇〇〇支店
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（本請求（申請）書に記載の個人番号を利用して公金受取口座	口座番号	1234567
		口座種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当
		医療機関の名称	千代田区永田町〇〇〇
		所在地	関東整形外科病院
		医師の氏名	関東 次郎
		自署又は押印	(自署又は)
		銀行に届けている口座名義を正確に記入	休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎
* 受理	所属部局	任命権者	基金支部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	休業補償	法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 通
	休業援護金	円	年 月 日
	合計	円	* 支 払
		円	年 月 日

[注意事項]

- 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 一部休業の取得時間数が複数ある場合は請求書も複数作成が必要であること。
- 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償（休業援護金）請求書（申請書）の作成が必要であること。
- 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「全部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、「平均給与額算定書（2号紙）」の「2 平均給与額」の金額を、「一部休業した日についての計算」の「（平均給与額）」には、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、平均給与額が法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を超えている場合であっても、当該最高限度額を適用しない金額を記入すること。
- 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「総務大臣が最高限度額として定める額（イ）」は、療養を開始してから1年6月を経過している場合に、法第2条第13項の規定により総務大臣が定める最高限度額を記入すること。
- 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求め、記入する必要はないこと。
 なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、配置換え等により比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 年月日の記載には元号を用いる。

(例)

委 任 状

令和 5 年 9 月 6 日

地方公務員災害補償基金
東京都支部長殿

所属団体名 東京都
所属部局名 ○○局○○部
氏 名 新宿 太郎
(自署又は押印)

私は 総務課長 甲野 一郎
(自署又は押印)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

地方公務員災害補償法に基づく、様式第 7 号により請求した休業補償・休業援護金
(令和 5 年 8 月分) の受領に関すること。

様式第 7 号で請求し、受領委任する場合には、委任者と受任者がそれぞれ自署又は押印した委任状を添付する必要があります。

委任状に定まった様式はありません。本例に限らず、既存のものを使用しても構いませんが、複数月の休業補償・休業援護金を同時に受領委任する場合は、その旨を明記してください。

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書（令和 5 年 8 月分）

認定番号	氏 名	100/100 単価	(A)
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿 太郎	2,080	

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-40)	月 額	日額(1 円未満切捨) = 月額 ÷ 30	
給 料	276,600	9,220	平均額は、給与の種類ごとに 1 円未満の端数を切捨てる
扶養手当	19,500	650	
地域手当	53,298	1,776	
住居手当	15,000	500	
通勤手当	9,073 1/3	302	
他の 月額 手当			
		12,448	(B)

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	()	
休業した時間	4	4	4		(C)
給 与 日 額	12,448	12,448	12,448		(B)
時間外勤務手当					(D)
日 額 手 当					(E)
減額された給与	8,320	8,320	8,320		(F)=(A) × (C)
支払われた給与	4,128	4,128	4,128		(B)+(D)+(E)-(F)

この金額を休業補償請求書
(差額)に記入

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	---------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ～R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給	給料	276,600円	276,600円	276,600円		829,800円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	53,298円	53,298円	53,298円		159,894円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,000円	23,400円	20,800円		70,200円
	宿日直手当	円	円	円		円
与		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
	計	399,471 1/3円	396,871 1/3円	394,271 1/3円	1,190,614円	
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			$\left[\begin{array}{l} \text{災害発生の日の属する月の前月の末日以前における} \\ \text{直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地} \\ \text{手当の額} \end{array} \right] \times 5 \div 365 = \text{円} \text{ 銭 (ロ)}$			
$1,190,614 \text{ 円} \div 91 = 13,083 \text{ 円} \text{ 67 銭 (イ)}$						
(イ) + (ロ) =			13,083 円 67 銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \text{勤務した日数} \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (ハ)}$						
$\left[\begin{array}{l} \text{その他の給与の総額} \\ \text{1,120,414 円} \end{array} \right] \div \text{総日数} = \text{円} \text{ 銭 (ニ)}$						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 12,960 円 24 銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{控除日の属する月の給与の月額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} - \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (ホ)}$						
(ホ) + (ハ) = 円 銭 (ト)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$						
(チ) + (ト) = 円 銭 (リ)						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
$\left[\begin{array}{l} \text{日、時間又は出来高払制によ} \\ \text{って定められた給与の総額} \end{array} \right] \div \text{勤務した日数} \times \frac{60}{100} = \text{円} \text{ 銭 (チ)}$						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{その他の給与の総額} - \text{減額された給与の額} = \text{円} \text{ 銭 (リ)}$						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		円 ÷ = 円 銭
①災害発生の日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給 給 料 円 扶 養 手 当 円 地 域 手 当 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 円	②補償事由発生日(令和5年8月1日)にお ける基本的給与の月額 行政(一) 職給料表 2 級 40 号給 給 料 276,600 円 扶 養 手 当 19,500 円 地 域 手 当 53,298 円 特勤手当又はへき地勤手当 円 計 349,398 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②) 349,398 円 ÷ 30 = 11,646 円 60 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヌ) (ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ル) (ル) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②) 円 ÷ 30 = 円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額 災害発生の日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①) 円 ÷ 30 = 円 銭(ヲ) (ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額 円 銭(ワ) (ワ) (総務大臣が定める率) 円 銭 × = 円 銭	
	(J) (H)(I)以外の金額 円 銭	
	(K) 規則第3条第7項による金額 3,940 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額 法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
	最高限度額 円	最低限度額 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2 平均給与額 13,084 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号 令和5年9月6日		
所属部局の	{	所在地 新宿区西新宿2-8-1 名称 〇〇局〇〇部 長の職・氏名 部長 淀橋 一男
(文書番号、所属部局長の自署若しくは押印又は公印)		

文書番号、所属部局の長の
 自署若しくは押印又は公印

記載例24 休業補償請求書 (離職者用)
様式第8号

1号紙

(離職者用)

休業補償請求書
休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 2 回

地方公務員災害補償基金 東京都支部長 殿 下記の休業補償（休業援護金）を請求（申請）します。	請求（申請）年月日 令和 5 年 5 月 10 日 請求（申請）者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2 フリガナ 氏名 トウキョウ ハナコ 東京 花子 個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0
--	---

1 関被す災る職事員項に	所属団体名 〇〇区	フリガナ トウキョウ ハナコ
	所属部局名 〇〇部	氏名 東京 花子
	職名 主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員	負傷又は発病の年月日 昭和 37 年 1 月 1 日生 (60 歳) 令和 5 年 3 月 31 日

2 請求日数等 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日までのうち 14 日

*3 1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第〇〇〇号
令和 5 年 5 月 8 日 所在地 新宿区西新宿2-8-1
所属部局の 名称 〇〇局〇〇部
長の職・氏名 部長 〇〇 〇〇

4 休業補償	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 4日 (療養年月日)	15,205 円 × $\frac{60}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 9,123$ 円	令和 5 年 4 月 1~4 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 (療養年月日)	15,205 円 × $\frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} = 3,531$ 円	令和 5 年 4 月 5,8,9,15,16,22,23,25,26,30 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 (療養年月日)	円 × $\frac{60}{100} \times \frac{3}{7.75} =$ 円	年 月 日
	請求金額		71,802 円

5 休業援護金	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 4日 (療養年月日)	15,205 円 × $\frac{20}{100} \times \frac{7.75}{7.75} = 3,041$ 円	5 年 4 月 1~4 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 (療養年月日)	15,205 円 × $\frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} = 1,170$ 円	令和 5 年 4 月 5,8,9,15,16,22,23,25,26,30 日
	(平均給与額) × (療養に要した時間) × 10日 (療養年月日)	円 × $\frac{20}{100} \times \frac{3}{7.75} =$ 円	年 月 日
	申請金額		23,934 円

6 他法年金の受給関係 の被保険者であった。 被保険者ではなかった。

*7 傷病名 右下腿骨骨折
請求日数のうち療養のため勤務することができなかったと認められる日数 令和 5 年 4 月 1 日から 令和 5 年 4 月 30 日まで のうち 14 日
現在の状態 令和 5 年 4 月 30 日
 治癒 死亡 中止 転医 継続中
上記のとおりであることを証明します。 令和 5 年 4 月 30 日
医療機関の 所在地 千代田区永田町〇— 名称 関東整形外科病院 医師の氏名 関東 五郎

[注意事項] 裏面参照。

8 送金希望口座等	<input checked="" type="checkbox"/> 任意の口座を指定する	金融機関名 ○○銀行	本支店等名 ○○支店	口座種別 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	<input type="checkbox"/> その他	口座番号 1234567	口座名義人 氏名 (フリガナ)	東京 花子
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (本請求 (申請) 書に記載の個人番号を利用して公金受取口座の情報連携を行うことに同意する。)			

銀行に届けている口座名義を正確に記入

* 受理 (到達した年月日)	所属部局	任命権者	基金支部
	年 月 日	年 月 日	年 月 日
* 決定金額	休業補償 法第30条の制限 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	* 通	年 月 日
	休業援護金	* 支 払	年 月 日
	合 計		

[注意事項]

- 1 この請求 (申請) 書は、離職した後に休業補償 (休業援護金) を請求 (申請) する場合に使用すること。
- 2 複数月に渡り休業補償を請求する場合は、月毎に休業補償 (休業援護金) 請求書 (申請書) の作成が必要であること。
- 3 請求 (申請) 者は、*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 4 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。ただし、2回目以後の請求において個人番号に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 5 「2 請求日数等」の欄は、地方公務員災害補償法 (昭和42年法律第121号) 第28条ただし書及び地方公務員災害補償法施行規則 (昭和42年自治省令第27号) 第26条の3に該当する日がある場合は、当該日を控除した日数を記入すること。
- 6 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄の「(療養に要した時間)」には、療養に要した時間数 (1時間未満の端数がある場合には、切り捨てた時間数) を記入すること。ただし、当該時間数が7.75時間を超える場合には、7.75時間とすること。
- 7 「4 休業補償」及び「5 休業援護金」の欄が不足する場合には、別紙を付して記入すること。
- 8 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する休業補償と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令 (昭和42年政令第274号。以下「令」という。) 附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る補償の支給決定後に令附則第3条の2第1項の表の上欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 9 「*7 医師の証明」の欄は、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。
 なお、ここでいう「勤務」とは、必ずしも災害発生前に従事していた業務に限るものではなく、医師の指示により一時軽労働に従事できる場合も含まれます。したがって、比較的軽易な業務に従事することが可能となった場合には、「勤務することができない」には該当しません。長期にわたり自宅療養を行っている場合等には、比較的軽易な業務に従事することが可能であるかどうかについて、傷病の程度、通院の状況、治療内容及び医師の意見等を基に判断すること。
- 10 同一月内で医療機関を変更した場合は医療機関ごとに医師の証明が必要であること。
- 11 「8 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 12 「平均給与額算定書 (2号紙)」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。ただし、2回目以後の請求において平均給与額に変更のない場合には、記入する必要はないこと。
- 13 この請求 (申請) 書には、「療養に要した時間」に関する明細を添付すること。
- 14 年月日の記載には元号を用いる。

平均給与額算定書

被災職員の氏名 及び生年月日	東京 花子 昭和 37 年 12 月 1 日生	補償の種類	休業補償
-------------------	----------------------------	-------	------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	4年12月1日から 4年12月31日まで	5年1月1日から 5年1月31日まで	5年2月1日から 5年2月28日まで	計	備考	
総日数	31日	31日	28日	90日	・通勤手当 R4年10月支給 (R4年10月 ~R5年3月分) 15,600円 ・R5年3月31日 離職	
勤務した日数	21日	23日	20日	64日		
控除日数	日	日	日	0日		
給 与	給料	375,900円	375,100円	375,100円		1,126,100円
	扶養手当	0円	0円	0円		0円
	地域手当	67,662円	67,518円	67,518円		202,698円
	住居手当	0円	0円	0円		0円
	通勤手当	2,600円	2,600円	2,600円		7,800円
	時間外勤務手当	10,599円	10,575円	7,050円		28,224円
	宿日直手当	円	円	円		円
	日額特勤務	0円	3,600円	0円		3,600円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
計	456,761円	459,393円	452,268円	1,368,422円		
(A) 法第2条第4項本文による金額			寒冷地手当			
(給与総額) (総日数)			〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕			
1,368,422円 ÷ 90 = 15,204円 68銭 (イ)			円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)			
(イ) + (ロ) =			15,204円 68銭			
(B) 法第2条第4項ただし書による金額						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額〕 (勤務した日数)						
31,824円 ÷ 64 × $\frac{60}{100}$ = 298円 35銭 (ハ)						
(その他の給与の総額) (総日数)						
1,336,598円 ÷ 90 = 14,851円 08銭 (ニ)						
(ロ) + (ハ) + (ニ) = 15,149円 43銭						
(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)						
(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} + \frac{\text{減額された給与の額}}{\text{その月の総日数}} \right] \times \text{控除日数} = \text{円 銭 (ホ)}$						
(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)						
(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ト} - \text{ト} = \text{円 銭}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭						
(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)						
〔日、時間又は出来高払制によつて定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)						
円 ÷ 日 × $\frac{60}{100}$ = 円 銭 (チ)						
(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)						
$\left[\frac{\text{寒冷地手当の額} \times 5}{365} \times \text{総日数} \right] + \text{ホ} - \text{ト} = \text{円 銭 (リ)}$						
(総日数) (控除日数) 日 - 日 = 円 銭 (リ)						
(チ) + (リ) = 円 銭						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)	
円 ÷	=
円	円 銭
①災害発生日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給	②補償事由発生日(令和5年3月31日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 3 級 75 号給
給 料 円	給 料 375,100 円
扶 養 手 当 円	扶 養 手 当 0 円
地 域 手 当 円	地 域 手 当 67,518 円
特 地 勤 務 手 当 又 は へ き 地 勤 務 手 当 円	特 地 勤 務 手 当 又 は へ き 地 勤 務 手 当 円
計 円	計 442,618 円
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 =	
円 銭	
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)	
円 ÷ 30 =	
円 銭	
(G) 規則第3条第4項による金額	
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)	
円 ÷ 30 =	
円 銭(ヌ)	
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ル)	
(ル) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × =	
円 銭	
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)
	442,618 円 ÷ 30 = 14,753 円 93 銭
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額
	災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)
円 ÷ 30 =	
円 銭(ヲ)	
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額	
円 銭(ワ)	
(ワ) (総務大臣が定める率)	
円 銭 × =	
円 銭	
(J) (H)(I)以外の金額	
円 銭	
(K) 規則第3条第7項による金額	
3,970 円	
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額	
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳	
最高限度額 円	最低限度額 円
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
2 平均給与額	
15,205 円 (A) による金額	
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。	
文書番号 500第000号	
令和5年5月8日	
所属部局の	所在地 ○○区○○4-5-6
	名称 ○○区○○部
	長の職・氏名 部長 ○○ ○○
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印)	

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

差 額

休業補償請求書 休業援護金申請書

認定番号	〇〇〇〇-〇〇〇〇
請求回数	第 1 回

地方公務員災害補償基金東京都支部長 殿

請求(申請)年月日 令和 5 年 11 月 14 日

請求(申請)者の住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2

フリガナ 新宿 太郎 (自署又は押印)

氏 名 シンジュク タロウ 新宿 太郎

個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

この請求(申請)書による休業補償費(休業援護金)の受領を
 (受領者) 総務課長 甲野 一郎 (委任者) 新宿 太郎
 に委任します。(自署又は押印)

所属団体名	東京都	所属部局名	〇〇局〇〇部
氏名	新宿 太郎	職名	主事 <input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員
昭和 58 年 1 月 1 日生 (40歳)		負傷又は発病の年月日	令和 5 年 7 月 3 日
請求回数	期 間	請求日数	休業補償
1	7 月 4 日 ~ 7 月 31 日	29 日	227,650 円
2	8 月 1 日 ~ 8 月 31 日	14 日	102,469 円
	月 日 ~ 月 日	日	円
	月 日 ~ 月 日	日	円
	合 計	43 日	330,119 円
			休業援護金 75,864 円
			4 平均給与額 13,393 円
			13,084 円

1及び2については、下記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第〇〇〇号
 令和 5 年 11 月 13 日 所在地 新宿区西新宿2-8-1
 所属部局の 名称 〇〇局〇〇部
 長の職・氏名 部長 淀橋 一男 (文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印)

全部休業した日について	(平均給与額) 13,393 円 × $\frac{60}{100} = 8,035$ 円 × (請求日数) 40 = 321,400 円
一部休業した日について	(平均給与額) (13,393 円 - 4,199 円) × $\frac{60}{100} = 5,516$ 円 × (請求日数) 3 = 16,548 円
(新補償額) (A) + (B) = 337,948 円	(旧補償額) 330,119 円
(請求金額) 7,829 円	
全部休業した日について	(平均給与額) 13,393 円 × $\frac{20}{100} = 2,678$ 円 × (請求日数) 40 = 107,120 円
一部休業した日について	(平均給与額) (13,393 円 - 4,199 円) × $\frac{20}{100} = 1,838$ 円 × (請求日数) 3 = 5,514 円
(新補償額) (A) + (B) = 112,634 円	(旧補償額) 110,013 円
(請求金額) 2,621 円	

備考 () 年度給与改定に伴う請求
 昇給昇格に伴う請求 (令和 5 年 4 月 1 日)
 その他 ()

送金希望口座等 金融機関名 〇〇銀行 本支店等名 〇〇支店 口座種別 普通 当座

口座番号 1234567 (フリガナ) キョウギョウホショウ アツカイシャ ソムカチョウ コウノ イロ 休業補償取扱者 総務課長 甲野 一郎

通帳のとおり正確に記入し且つ、フリガナを付ける

請求(申請)者以外の口座に振り込む場合は、受領者と口座名義の名前を一致させる。

3 既請求分

円未満切捨て処理後請求日数を乗じること

8 送金希望口座等

銀行に届けている口座名義を正確に記入

別紙1「平均給与額算定書」で算定し直した額

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

別紙2「一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書」で算定し直した額

* 決定金額	休業補償	円	* 通知	年 月 日
	休業援護金	円	* 支払	年 月 日
	合計	円		
* 受理 到達した年月日	所属部局	任命権者	基金支部	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

〔注意事項〕

- 1 送金希望の場合は、請求者若しくは、受領受任者と口座名義人が同一であること。なお、口座番号を明記すること。
- 2 □印の該当するところにはレ印を記入すること。
- 3 休業補償請求金額欄の旧休業補償額と既請求分欄の休業補償合計額とは一致し、既請求分欄の休業援護金合計額と同欄の休業援護金の額とは一致する。
- 4 請求（申請）者は、*印の欄には記入しないこと。
- 5 令第1条職員とは、定年前再任用短時間勤務職員等及び常勤的非常勤職員をいう。
- 6 年月日の記載には元号を用いること。
- 7 「請求者の氏名」欄は、自筆による署名でない場合、本人確認を行うことがあります。

平均給与額算定書

被災職員の名氏及び生年月日	新宿 太郎 昭和 58 年 1 月 1 日生	補償の種類	休業補償(差額)
---------------	---------------------------	-------	----------

1 平均給与額算定内訳						
災害発生の日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間の給与 (通勤手当については、地方公務員災害補償法施行規則第3条第5項に規定する各月ごとの合計額)						
給与期間	5年4月1日から 5年4月30日まで	5年5月1日から 5年5月31日まで	5年6月1日から 5年6月30日まで	計	備考	
総日数	30日	31日	30日	91日	通勤手当 R5年4月支給 (R5年4月 ~R5年9月分) 54,440円	
勤務した日数	22日	23日	20日	65日		
控除日数	日	日	日	日		
給 与	給料	284,000円	284,000円	284,000円		852,000円
	扶養手当	19,500円	19,500円	19,500円		58,500円
	地域手当	54,630円	54,630円	54,630円		163,890円
	住居手当	15,000円	15,000円	15,000円		45,000円
	通勤手当	9,073 1/3円	9,073 1/3円	9,073 1/3円		27,220円
	時間外勤務手当	26,690円	24,021円	21,352円		72,063円
	宿日直手当	円	円	円		円
	計	408,893 1/3円	406,224 1/3円	403,555 1/3円	1,218,673円	
<p>(A) 法第2条第4項本文による金額</p> <p>(給与総額) (総日数) 1,218,673円 ÷ 91 = 13,392円 01銭 (イ)</p> <p style="text-align: right;">寒冷地手当 〔災害発生の日の属する月の前月の末日以前における直近の寒冷地手当の支給日に支給された寒冷地手当の額〕 円 × 5 ÷ 365 = 円 銭 (ロ)</p> <p style="text-align: center;">(イ) + (ロ) = 13,392円 01銭</p>						
<p>(B) 法第2条第4項ただし書による金額</p> <p>〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額〕 (勤務した日数) 72,063円 ÷ 65 × 60/100 = 665円 19銭 (ハ)</p> <p>(その他の給与の総額) (総日数) 1,146,610円 ÷ 91 = 12,600円 10銭 (ニ)</p> <p style="text-align: center;">(ロ) + (ハ) + (ニ) = 13,265円 29銭</p>						
<p>(C) 法第2条第6項による金額 (同条第4項本文計算)</p> <p>(寒冷地手当の額) (控除日の属する月の給与の月額) (その月の総日数) (控除日数) (減額された給与の額)</p> <p>〔 (365 × 5) ÷ () 〕 × () = 円 銭 (ホ)</p> <p>(控除日の勤務に対して支払われた時間外勤務手当等の合計額) 円 銭 (ヘ)</p> <p style="text-align: center;">(ホ) + (ヘ) = 円 銭 (ト)</p> <p>(寒冷地手当の額) (総日数) (給与総額) (ト)</p> <p>〔 (365 × 5) × () 〕 + () - 円 銭 = 円 銭</p> <p style="text-align: center;">(総日数) (控除日数) 日 - 日</p>						
<p>(C') 法第2条第6項による金額 (同条第4項ただし書計算)</p> <p>〔日、時間又は出来高払制によって定められた給与の総額(控除日に支払われたものを除く)〕 (勤務した日数) (控除日を除く)</p> <p>円 ÷ () × 60/100 = 円 銭 (チ)</p> <p>(寒冷地手当の額) (総日数) (その他の給与総額) (ホ)</p> <p>〔 (365 × 5) × () 〕 + () - 円 銭 = 円 銭 (リ)</p> <p style="text-align: center;">(総日数) (控除日数) 日 - 日</p> <p style="text-align: center;">(チ) + (リ) = 円 銭</p>						

[注意事項] 別紙参照。

(D) 規則第3条第1項による金額 (給与総額) (総日数)		
円 ÷	=	
円	銭	
①災害発生日(令和 年 月 日)における 基本的給与の月額 職給料表 級 号給	②補償事由発生日(令和 5 年 7 月 4 日)にお ける基本的給与の月額 行政(-) 職給料表 2 級 44 号給	
給料 円	給料 円	
扶養手当 円	扶養手当 円	
地域手当 円	地域手当 円	
特勤手当又はへき地勤手当 円	特勤手当又はへき地勤手当 円	
計 円	計 円	
(E) 規則第3条第2項による金額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 =		
円 銭		
(F) 規則第3条第3項による金額 (基本的給与の月額②)		
358,130 円 ÷ 30 = 11,937 円 66 銭		
(G) 規則第3条第4項による金額		
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 =		
円 銭(ヌ)		
(ヌ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ル)		
(ル) (総務大臣が定める率)		
円 銭 × =		
円 銭		
規則第3条第6項による金額	(H) 離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の金額 補償事由発生日を採用の日とみなして(E)の例により計算した額 (基本的給与の月額②)	
	円 ÷ 30 =	
	円 銭	
	(I) 離職後に補償を行うべき事由が生じ、かつ、補償事由発生日が災害発生日の属する年度の翌々年度以降に属する場合の金額	
災害発生日を補償事由発生日とみなして(F)の例により計算した額 (基本的給与の月額①)		
円 ÷ 30 =		
円 銭(ヲ)		
(ヲ) 及び(A)(B)(C)(C')(D)(E)のうち最も高い金額		
円 銭(ワ)		
(ワ) (総務大臣が定める率)		
円 銭 × =		
円 銭		
(J) (H)(I)以外の金額		
円 銭		
(K) 規則第3条第7項による金額		
3,940 円		
(L) 法第2条第11項又は第13項による金額		
法第2条第11項又は第13項の基準日における年齢 歳		
最高限度額	最低限度額	
円	円	
昭和61年改正法附則第5条の規定による経過措置の適用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
2 平均給与額		
13,393 円 (A) による金額		
* 平均給与額の算定内訳は上記のとおりであることを証明します。 文書番号 500第000号 令和 5 年 11 月 13 日		
所属部局の	所在地 新宿区西新宿2-8-1	
	名称 〇〇局〇〇部	
	長の職・氏名 部長 淀橋 一男	
(文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印)		

文書番号、所属部局の長の自署若しくは押印又は公印

別紙 2

一部休業した日に支払われた給与の算定内訳書 (令和 5 年 8 月分)

認定番号	氏名	100/100 単価
〇〇〇〇-〇〇〇〇	新宿 太郎	2,135

(A)

一部休業した日の給与日額

給料表 (2-44)	月額	日額(1円未満切捨) = 月額 ÷ 30
給料	284,000	9,466
扶養手当	19,500	650
地域手当	54,630	1,821
住居手当	15,000	500
通勤手当	9,073 1/3	302
他の月額手当		
		12,739

(B)

平均額は、給与の種類ごとに
一円未満の端数を切捨てる

一部休業した日とその日に支払われた給与

休業した日 (曜日)	16 (金)	23 (金)	30 (金)	()
休業した時間	4	4	4	
給与日額	12,739	12,739	12,739	
時間外勤務手当				
日額手当				
減額された給与	8,540	8,540	8,540	
支払われた給与	4,199	4,199	4,199	

(C) (B) (D) (E) (F)=(A) × (C) (B)+(D)+(E)-(F)

一部休業した日に時間外勤務、
日額特勤等がある場合記入

この金額を休業補償請求書
(差額)に記入

一部休業した日の給与減額における算出方法 (いずれかにチェック)

- 減額された給与は、『100/100 時間単価×時間数』で算出しており、被災職員の 100/100 単価は別紙により確認しています。
- 減額された給与の算出方法は、別紙のとおりです。

いずれの場合も、根拠資料を添付